

# 札幌市中央卸売市場業務規程・ 同施行規則の一部改正（案）について

～安全・安心な生鮮食料品等の安定供給に向けて～



令和元年●月

札幌市

## I 条例改正の背景

### 1 卸売市場法の改正概要

国においては、多様化する生鮮食料品流通における生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応等を図るため、平成30年（2018年）年6月に「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」を制定し、令和2年（2020年）年6月21日に卸売市場法（以下「市場法」という。）が改正されることとなりました。

今回の市場法の改正では、生鮮食料品等の流通において卸売市場が重要な役割を有していることが確認された一方で、これまで全国一律に定められていた取引に関するルール（以下「取引ルール」という。）の取扱い等が大幅に見直されました。

これにより、今後は札幌市を含めた全国の卸売市場が、一部の取引ルールを除き、それぞれの地域における生鮮食料品等の流通事情に合わせた独自の取引ルールを設定することが求められます。

#### 【市場法改正の背景】

- ・食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であるとの認識の下で、今後も卸売市場を食品流通の核として堅持していく。
- ・農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に対応するため、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要である。
- ・卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進していく。

#### 【市場法改正のポイント】

- ・中央卸売市場の開設・運営については、従前は地方公共団体に限定されていたが、今後は民間事業者でも可能になった。
- ・全国一律で定められていた取引ルールが大幅に削除され、卸売市場の開設者による「差別的取扱いの禁止」等の一定の取引ルールを除き、各卸売市場における独自の取引ルールの設定が可能になった。

### 2 札幌市の対応

札幌市においては、市場法の規定に基づき、市民に野菜、果物、水産物等の生鮮食料品等を安定的に供給することを目的として、昭和34年（1959年）に札幌市中央卸売市場（以下「市場」という。）を開設し、現在に至るまで運営しております。

この度、札幌市では、上記1の市場法改正の背景・ポイントを踏まえ、市民に生鮮食料品等を安定的に供給するという公的役割を引き続き果たしていくため、市場に係る次の条例及び規則について必要な改正を行うことを予定しております。

**【今回改正を予定している条例及び規則】**

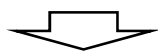
- ・札幌市中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）
- ・札幌市中央卸売市場業務規程施行規則  
（以下これらを合わせて「条例等」という。）

今回条例等を改正するに当たっては、平成30年（2018年）6月に市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者組合等で構成する「法改正対応検討委員会」を設置し、主に取引ルールに関して協議を行ってきたほか、札幌市の附属機関である「札幌市中央卸売市場開設運営協議会<sup>1</sup>」において条例等の改正の方向性について審議いただいてきたところです。

札幌市では、これまで行ってきた協議等を踏まえ、次の方向性に基づいて条例等を改正することを予定しております。

**【条例等の改正の方向性】**

- 市民への生鮮食料品等の安定供給や公正な取引の確保
- 公共性の確保の観点から原則として現在の取引参加者に係る規定を維持
- 現在の卸売業者・仲卸業者・買受人等による流通形態の堅持
- 物流の効率化や生鮮食料品等の鮮度保持の向上等による市場流通の活性化



生産者及び消費者の利益につながるか否かを判断基準としながら、原則的には現行の取引ルールを尊重・維持します。ただし、物流の効率化、流通の合理化等による市場流通の活性化の観点から、取引ルールの例外を設定します。

具体的な改正点は、次のとおりです。

- ・卸売の業務に対する許可制度に係る規定の新設
- ・売買取引及び決済の方法その他の取引ルールに係る規定等の改正
- ・卸売業者、仲卸業者等に対する指導・監督に係る規定の改正
- ・罰則規定の新設

<sup>1</sup> 市場の開設や業務運営に関する事項について市長の諮問を受けて調査審議する附属機関。生鮮食料品等の生産・流通等に関する学識経験を有する者で構成。

・用語の定義

卸売業者	市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者
仲卸業者	市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する者
売買参加者	市場において卸売業者から卸売を受ける者
買出人	市場内において仲卸業者から販売を受ける小売業者及び仲卸業者が販売する通常の取引単位で販売を受ける需要者
せり人	卸売業者に属し、市場において卸売を行う者
関連事業者	市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供する者
取引参加者	卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者

## Ⅱ 条例等の改正概要

### 1 卸売の業務に対する許可制度に係る規定の新設

#### (1) 卸売の業務の許可制度について

札幌市では、卸売業者がこれまで果たしてきた生鮮食料品流通における役割の重要性に鑑み、これまで市場法に基づき農林水産大臣により行われていた卸売の業務の許可制度が市場法の改正によりなくなることに伴い、当該業務に対する市長による許可制度を新たに設けます。

#### 【卸売の業務に対する市長の許可制度を新たに設ける理由】

生鮮食料品等を市民に適正な価格で安定的に供給をするためには、卸売市場流通における主要な取引参加者である卸売業者が業務を適確に遂行できる知識、経験等を有する必要があるため、許可制度を設けることにより市長が事前にその適格性を判断することができる。

#### (2) 許可制度に関する事項

卸売の業務の許可制度に関しては、おおむね現行の市場法における取扱いを踏襲することとし、条例等において新設する規定の主な概要は、次のとおりです。

ア 市場において卸売の業務を行おうとする者は、取扱品目の部類（青果部・水産物部）ごとに、市長の許可を受けなければならないこととします。

イ 不許可とする場合の基準は、次のとおりとします。

- ・申請者が法人でないとき
- ・申請者が市場法又は業務規程に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものであるとき
- ・申請者が業務規程の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から3

- 年を経過していない者であるとき
  - ・申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき
  - ・申請者が暴力団関係事業者であるとき
  - ・卸売業者の数の最高限度を超えるとき など
- ウ 卸売の業務の許可の取消しの基準は、次のとおりとします。
- ・正当な理由がないのに許可を受けた日から1月以内に保証金を預託しないとき
  - ・正当な理由がないのに許可を受けた日から1月以内に市場における卸売の業務を開始しないとき
  - ・正当な理由がないのに市場における卸売の業務を遂行しないとき など
- エ 卸売業者の純資産額が一定の基準を下回る場合には、市長は市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとし、その処分の日から6月以内にその状況が是正されない場合等には、卸売の業務の許可を取り消すこととします。

### (3) その他の取引参加者に関する規定について

市場における卸売業者以外の主要な取引参加者である仲卸業者及び売買参加者については、生鮮食料品等の流通安定化や取引の公正さを確保するため、従来の市長による許可制度や承認制度を維持することとします。

また、実際に卸売を行うせり人については、公正で迅速な取引を確保するため、その能力を確認するための登録制度を維持するほか、市場機能の充実に図るための営業を行う関連事業者についても引き続き許可制度を設けることとします。

## 2 売買取引及び決済の方法その他の取引ルールに係る規定等の改正

改正後の市場法では、市場の開設者に関して、取引参加者への差別的取扱いの禁止、卸売の数量及び価格等の公表等が義務付けられたほか、卸売業者等の取引参加者に関して、図表1の(1)～(7)の取引ルールを遵守すること及びその他の取引ルールを定める場合には、これらの取引ルールに反しない範囲とすること等が定められました。

これを受け、札幌市では、市場の開設者に関する上記の義務付けに係る規定及び取引参加者に関する図表1の(1)～(7)の取引ルールに係る規定を改正後の市場法の規定に倣い条例等で定めるとともに、これらの取引ルール以外の取引参加者に関するその他の取引ルールに係る規定を市場の生鮮食料品流通における役割や取引の現状を考慮して定めることとします。

(図表1 取引参加者が最低限遵守しなければならない取引ルール)

(1) 売買取引の原則 (取引参加者)
(2) 差別的取扱いの禁止 (卸売業者)
(3) 売買取引の方法 (卸売業者)
(4) 売買取引の条件の公表 (卸売業者)
(5) 受託拒否の禁止 (卸売業者)
(6) 決済の確保 ・業務規程で定められた方法での決済 (取引参加者) ・事業報告書の作成等 (卸売業者)
(7) 売買取引の結果等の公表 (卸売業者)

以下では、取引参加者に関する図表1の(1)～(7)の取引ルール及び(8)その他の取引ルールについて、順次主な内容を説明していきます。

(1) 売買取引の原則 (取引参加者)

市場における売買取引は、引き続き公正かつ効率的でなければならないこととします。

(2) 差別的取扱いの禁止 (卸売業者)

卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は卸売の相手方に対して引き続き不当に差別的な取扱いをしてはならないこととします。

(3) 売買取引の方法 (卸売業者)

卸売業者が市場において行う売買取引の方法については、これまでどおり「せり売」、「入札」、「相対取引<sup>2</sup>」又はこれらを併用した方法とし、物品ごとの流通量や旬の時期等を勘案して適切な方法で卸売を行うものとします。

また、「せり売」及び「入札」の方法で卸売をする物品でも特別な事情がある場合(災害の発生時等)には、相対取引による卸売ができることとします(なお、変更して卸売をすることとした場合には、その旨を速やかに市長に届け出なければならないこととします)。

(4) 売買取引の条件の公表 (卸売業者)

卸売業者による市場における売買取引の条件の公表については、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、その主な内容は次のとおりです。

<sup>2</sup> 一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法

<sup>3</sup> 卸売業者が集荷取引について、出荷の奨励等の目的のため出荷者やその団体に支出する交付金

<sup>4</sup> 卸売業者が卸売代金の期限内の完納を奨励するため、卸売の相手方との間の特約に基づき期限内に卸売代金を完納した者に支出する交付金

卸売業者は、次に掲げる事項を公表しなければならないこととします。

- ・営業日及び営業時間
- ・取扱品目
- ・物品の引渡しの方法
- ・委託手数料等の種類、内容及び額
- ・物品の卸売に係る代金の支払期日及び支払方法
- ・出荷奨励金<sup>3</sup>、完納奨励金<sup>4</sup>等の内容及び額
- ・受託契約約款の内容

#### (5) 受託拒否の禁止（卸売業者）

卸売業者は、販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならないこととします。

##### 【正当な理由がある場合】

- ・販売の委託の申込みがあった物品が食品衛生上有害である場合
- ・販売の委託の申込みがあった物品の品質が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった物品と同程度であると市長が認める場合
- ・売場その他の市場施設の使用に支障が生じる場合
- ・販売の委託の申込みがあった物品に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は行政機関から販売を制限する旨の指示等があった場合
- ・販売の委託の申込みが卸売業者が定めた受託契約約款によらない場合
- ・販売の委託の申込みがあった物品が市場以外の場所における売買取引により生じた残品であることが明白である場合
- ・販売の委託の申込みが暴力団員等から行われたものである場合

#### (6) 決済の確保

##### ア 業務規程で定められた方法での決済（取引参加者）

取引参加者の決済の方法については、次のとおりとします。

- ・卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（特約がある場合には、その特約において定められた期日）までに、売買仕切書を送付し、及び売買仕切金を口座振込の方法その他の委託者との間で決定した支払方法により支払わなければならないこととします。
- ・卸売業者は、出荷者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（特約がある場合には、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金を口座振込の方法その他の出荷者との間で決定した支払方法により支払わなければならないこととします。
- ・卸売の相手方は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（特約がある場合には、その特約において定められた期日までに）、当該物品の代金を現金その他の卸売業者との間で決定した支払方法により支払わ

なければならないこととします。

- ・ 買出人は、仲卸業者から販売を受けた物品の引渡しを受けると同時に（特約がある場合には、その特約において定められた期日までに）、当該物品の代金を現金その他の仲卸業者との間で決定した支払方法により支払わなければならないこととします。
- ・ 市場において取引参加者が売買取引を行う場合におけるその他の決済の方法については、当該取引参加者が当事者間で定める方法によるものとします。

#### イ 事業報告書の作成等（卸売業者）

事業報告書の作成等については、次のとおりとします。

- ・ 卸売業者は、事業年度（4月から翌年3月まで）ごとに市長が別に定める様式に、必要書類を添付して事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならないこととします。
- ・ 卸売業者は、事業報告書を提出した場合であって、当該事業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申出があったときには、正当な理由がある場合を除き、インターネットの利用、主たる事務所における備置きその他の適切な方法によりこれらを1年間閲覧させなければならないこととします。

##### 【正当な理由がある場合】

- ・ 卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出があった場合
- ・ 安定的な決済を確保するために卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的で閲覧の申出があった場合
- ・ 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出があった場合

#### (7) 売買取引の結果等の公表（卸売業者）

卸売業者は、売買取引が行われる日の卸売予定数量や卸売の結果（数量及び卸売価格）を産地の情報や売買取引の方法の区分を合わせて（卸売価格については安値・中値・高値に分類して）、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととします。

また、受領した委託手数料や交付した完納奨励金等の額（前月分）についても同様に公表しなければならないこととします。

#### (8) その他の取引ルール

札幌市では、上記(1)～(7)の取引ルールのほか、生産者及び消費者の利益につながる独自の取引ルールを定めることとします。

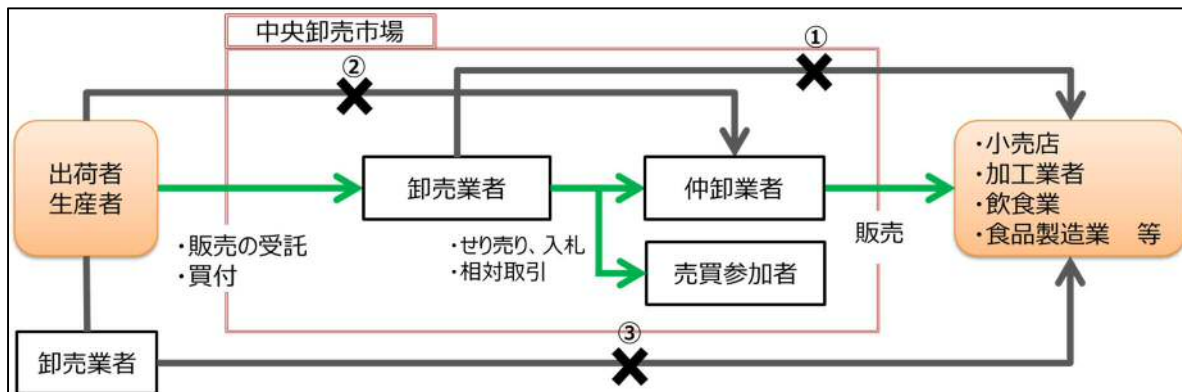
これについては、原則的には現行の取引ルールを尊重・維持していく一方、物流の効率化、流通の合理化等による市場流通の活性化の観点から、一部について例外を定めることとするもので、その主な内容は次のとおりです。



## ア 市場における基本的な売買取引と例外について

市場における基本的な売買取引の流れは図表2のとおりであり、卸売業者が出荷者（生産者）から販売の受託を受け、又は買い付けた物品を仲卸業者や売買参加者にせり売等によって販売し、仲卸業者は仕入れた物品を小分けするなどして小売店等の買出人に販売します。今後についてもこの売買取引の流れを原則とした上で、物流の効率化等の観点から例外を設けます。

(図表2 市場における基本的な売買取引の流れ)



### ① 卸売業者の卸売の相手方の制限（第三者販売の原則禁止）

卸売業者が市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をすることにより、適切な価格の決定や迅速な代金決済が損われるおそれがあることから、卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をすることを次の例外を除き、引き続き禁止します。

#### 【例外】

- (ア) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき
- ・市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
  - ・仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合
  - ・本市の区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によって当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合
  - ・その他市長が別に定める場合
- (イ) 卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間に締結した集荷の共同化等に関する契約に基づいて卸売をする場合で市長の承認を受けているとき

- (ウ) 卸売業者が農林漁業者等との間に締結した新商品の開発に必要な物品の供給に関する契約に基づいて卸売をする場合で市長の承認を受けているとき
- (エ) 卸売業者が食品製造業者等との間に締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づいて卸売をする場合
- ※ (ア)～(エ)の場合については、いずれも現行では卸売の実施期間に係る制限を設けているが、今後は当該制限を廃止する。また、(エ)の場合にあつては、国内産の農林水産物の輸出を促進する観点から、市長の承認制度を廃止する。

② 仲卸業者の買入れの制限（直荷引きの原則禁止）

卸売業者と仲卸業者の役割を明らかにし、市場における価格形成や生鮮食料品等の集荷・分荷機能を維持するため、仲卸業者が市場における業務に関し卸売業者以外の者から物品を仕入れることを次の例外を除き、引き続き禁止します。

**【例外】**

- (ア) 市長が市場における売買取引の秩序を乱すおそれがないと認めて許可したとき
- (イ) 仲卸業者が、卸売業者と他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間に締結した集荷の共同化等に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする物品を買い入れる場合で一定の要件を満たしているとき
- (ウ) 仲卸業者が、農林漁業者等との間に締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から物品を買い入れる場合で市長の承認を受けているとき
- (エ) 仲卸業者が、農林漁業者等との間に締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から物品を買い入れる場合
- ※ (ア)～(エ)の場合については、いずれも現行では買入れの実施期間に係る制限を設けているが、今後は当該制限を廃止する。また、(エ)の場合にあつては、国内産の農林水産物の輸出を促進する観点から、市長の承認制度を廃止する。

③ 卸売業者による市場外にある物品の卸売の禁止（商物一致の原則）

卸売業者、仲卸業者及び売買参加者がそれぞれ現物を見て商品の価値を評価すること、多数の者が集まる公開の場所で取引を行うことが取引の公正さを保つために重要であることから、卸売業者が市場外にある物品を卸売することを次の例外を除き、引き続き禁止します。

**【例外】**

- (ア) 本市の区域内及びその周辺の市長が定める区域内において市長の指定を受けた場所にある物品の卸売をするとき
- (イ) 本市の区域内において卸売業者が申請した場所にある一定の物品の卸売をすることについて市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき
- (ウ) 市長が別に定める条件を満たす物品であって、市場外にあるものの卸売をするとき

なお、一定の電子情報処理システム等を使用して例外的に市場外で行っていた取引（電子商取引）に関する規定は、現在の使用状況等を勘案し、今回の改正により廃止します。

**イ 卸売業者及び仲卸業者の市場外における業務の規制**

小売業者等の買出人と商圏が無秩序に交錯することを回避するため、卸売業者及び仲卸業者が札幌市内（市場及び商物一致の原則の例外が認められた場所等を除く。）で許可を受けた物品の卸売又は販売をしようとするときは、引き続き市長の事前承認を必要とすることとします。

**ウ 卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止等**

市場における恣意的な価格操作や循環取引を防止するため、原則として卸売業者が自らを卸売の相手方とすること及び一度卸売をした物品を再度買い受け、又は販売の委託を引き受けることを引き続き禁止します。

**エ 卸売業者の取扱物品の制限**

卸売業者が市場において卸売ができる物品は、その許可に係る取扱品目の部類（青果部及び水産物部）に属する物品に限っていますが、市長が特別の事情があると認めた場合は、引き続き当該部類に属しない物品の卸売をすることができることとします。

**オ 卸売業者による受託物品の受領及び検収**

卸売業者が受託物品を受領したときには、委託者に対し、原則として直ちにその物品の品目、数量等を通知しなければならないこととするほか、卸売業者の受領物品の受領に当たっては検収を確実にを行うこととする等を引き続き義務付けます。

**カ 市場における品質管理の徹底**

市民に安全・安心な生鮮食料品等をお届けするため、衛生上有害な物品が市場に搬入され、又は売買されることがないように、卸売業者、仲卸業者等に対して、引き続き物品の適正な品質管理を行うことを義務付けます。

## キ 開場の期日及び時間等

市場については、令和3年1月1日から、次の休市日を除き、毎日開場することとします（ただし、市長が特に必要があると認めるときは、引き続き休市日に開場し、又は休市日以外の日に開場しないことができることとします。）。なお、開場の時間については、これまでどおり午前0時から午後12時までとします。

### 【休市日】

(ア) 日曜日（1月5日が日曜日に当たる場合を除く。）及び水曜日（※水曜日については、一部例外あり※）

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

※ 水曜日は原則として休市日となりますが、(イ)の休日等により週3日以上が休市日となる場合の水曜日は開場となることがあります（図表3参照）。

（図表3）

通常	日	月	火	水	木	金	土
	休市日	開場	開場	休市日	開場	開場	開場
週に(イ)の休日がある場合	休市日	休市日 （(イ)の休日）	開場	開場	開場	開場	開場

## 3 卸売業者、仲卸業者等に対する指導・監督に係る規定の改正

市場における売買取引の公正さを確保し、安定した市場運営を行うため、取引参加者等に対する市長の指導・監督に係る規定を引き続き定めることとし、その主な内容は次のとおりです。

- ・市長は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員にこれらの者の事務所等の場所に立ち入らせ、帳簿等を検査させることができることとします。
- ・市長は、卸売業者、仲卸業者等に対し、財産の状況や業務又は会計に関して必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができることとします。
- ・市長は、卸売業者、仲卸業者等が条例等に違反した場合等には、是正措置等を命ずることができることとします。
- ・市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者又は市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置を採ることができることとします。

#### 4 罰則規定の新設

条例等で定める取引ルール等の実効性を担保するため、現行の市場法で定められている罰則を踏襲する形で業務規程に罰則規定を新設する予定です（関係機関との協議の結果、変更となる場合があります。）。

#### 5 条例等の施行日

改正後の条例等については、市場法の改正に合わせ、令和2年6月21日（上記2(8)キの開場の期日に係る部分は令和3年1月1日）の施行を予定しています。

**札幌市中央卸売市場業務規程・  
同施行規則の一部改正（案）について**

発行：札幌市経済観光局中央卸売市場

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-1

TEL 011-611-3111 FAX 011-611-3138

<http://www.sapporo-market.gr.jp/>